



5月31日は
「世界禁煙デー」
禁煙週間
5月31日～6月6日

なくそう、受動喫煙。

望まない受動喫煙を防止するための取り組みはマナーからルールへと変わります。

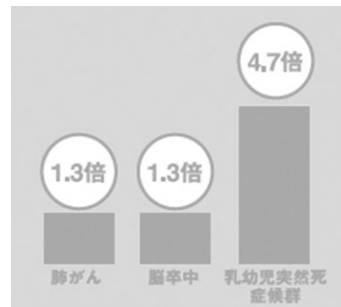
受動喫煙とは

たばこの先から立ちのぼる煙(副流煙)には、直接吸い込む煙(主流煙)よりも多くの有害物質(ニコチンやタール)が含まれています。この煙を吸い込んでしまうことを受動喫煙といいます。

受動喫煙で深刻な健康影響があります。



年間約15,000人が、これらの疾患で死亡。受動喫煙を受けなければ亡くならなかったと推測されます。



受動喫煙にさらされている人は病気にかかりやすくなります。

みんなの健康を守るために……

○たばこを吸う人は？

喫煙後、30分程度はたばこを吸った人の吐く息から有害物質が出続けています。たばこを吸っている姿を見せない、副流煙を吸わせないようにしましょう。






○たばこを吸わない人は？



たばこを吸わない人は、たばこの煙を吸うと、少しの量でも大きな健康影響を受けるとい報告もあります。たばこの煙に近づかないようにしましょう。

改正された健康増進法が、令和2年4月1日より全面施行。

 <p>喫煙室の 設置が必要</p>	 <p>標識掲示が 義務付け</p>	 <p>20歳未満の 立入禁止</p>	
<p>屋内での喫煙には 喫煙室の設置が必要に</p>	<p>喫煙室には 標識掲示が義務付けに</p>	<p>20歳未満の方は 喫煙エリアへ立入禁止に</p>	<p>多くの施設において 屋内が原則禁煙に</p>

望まない受動喫煙を防ぐことを目的に、平成31年4月1日から、村の公共施設においても「敷地内禁煙」を実施しております。

受動喫煙による健康への影響を最小限にとどめ健康増進を図るため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課